

インフルエンザ予防接種 のお知らせ

インフルエンザは、例年12月から3月にかけて流行します。感染し長引くと、肺炎などの合併症を引き起こしやすくなるので、ワクチンを接種しましょう。

ワクチンが十分な効果を維持する期間は、接種後約2週間後から約5か月間とされています。

高齢者のインフルエンザ予防接種（定期接種B類）は、法律上の接種義務はありません。対象となる本人が希望する場合に限り、接種を受けることができます。

〔1〕 実施期間: 令和6年10月1日～令和7年3月31日

〔2〕 接種対象者: 山添村に住所を有するすべての方

※6か月未満児は接種の対象外となります。



〔3〕 接種回数 12歳以下の方・・・2回接種(2～4週間の接種間隔)
13歳以上の方・・・1回接種

〔4〕 村内での接種費用(自己負担額)

18歳以下の方(2回接種の方を含む)	1,600円	任意接種
19歳以上 65歳未満の方	4,000円(※)	任意接種
65歳以上の方 60歳以上 65歳未満の方であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生 活活動が極度に制限される程度の障害を有 する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫 の機能に日常生活がほとんど不可能な程度 の障害を有する方	1,600円	定期接種 (B類)

※村外医療機関で接種される方は各医療機関で決められた費用

〔5〕 山添村内保健福祉センターで集団接種される方へ

【申し込み方法】

①WEBサイト WEBでの**先行予約**にご協力をお願いします。

予約受付期間 **令和6年10月2日(水)～12月6日(金)**

山添村インフルエンザ予防接種 WEB予約サイト

URL: <https://logoform.jp/form/qBJB/155214>



②電話 住民福祉課: ☎ 0743-85-0045

予約受付期間 **令和6年10月9日(水)～12月6日(金)**

※電話が繋がらない場合は、時間をおいておかけ直してください。

1. 実施日

10月29日(火)		
11月 5日(火)	11月12日(火)	11月19日(火)
12月 3日(火)	12月17日(火)	12月24日(火)

2. 受付時間 ①14:00～14:15 ②14:30～14:45 ③15:00～15:15
④15:30～15:45 ⑤16:00～16:15 ⑥16:30～16:45

3. 定員 受付時間①～④: 16名
受付時間⑤・⑥: 20名

4. 持ち物

- ・接種費用: つり銭のないようにお願いします。
- ・予診票: 予診票は住民福祉課・診療所・保健福祉センター・出張所にあります。事前に取りに来ていただき、記入のうえお越しくくださるようご協力お願いします。
※予診票は当日にも記入していただけます。

・母子健康手帳(お持ちの方)



5. 保健福祉センターでの集団接種時の注意事項

- ①予約した受付時間にお越しください。
- ②体調不良等により予約をキャンセルされる場合は、住民福祉課までご連絡ください。
- ③〔10〕に該当する方は、当日、予防接種をお断りする場合がありますので、事前にご相談ください。

裏面へ続きます

〔6〕 山添村内の医療機関で接種される方へ

東山診療所・豊原診療所・波多野診療所

保健福祉センターの集団接種で接種していただきますようご協力をお願いいたします。

ただし、定期通院されている方で、交通手段のない方等については、各診療所で受診の際にご相談ください。

野村医院 ☎予約専用電話 090-9046-2021

接種を希望される方は、野村医院の予約専用電話に予約をしてください。

〔7〕 山添村外の医療機関で接種される方へ

65歳以上の方

接種される前に住民福祉課で、手続きを行ってください。



奈良県内の医療機関で接種 ……①必要書類(依頼文・予診票・予防接種済証)をお渡しします。
②自己負担額の 1,600 円を事前に徴収いたします。
(医療機関での支払いはありません。)

奈良県外の医療機関で接種 ……①必要書類(依頼文・予診票・予防接種済証・還付請求書)をお渡しします。
②医療機関で一旦全額お支払いください。
その後、住民福祉課で還付手続きを行ってください。
後日、自己負担額の 1,600 円を控除した金額を還付します。

18歳以下の方

希望する医療機関で予防接種を受ける際に一旦全額を支払い、住民福祉課で還付手続きを行って下さい。

【手続きに必要な物】

領収書・振込口座のわかるもの・印鑑・接種したことがわかる物(接種済証・母子健康手帳等)

※後日、自己負担額の 1,600 円を控除した金額を還付します。

※12歳までの方は、2回分まとめて請求してください。

19歳以上 65歳未満の方

希望する医療機関で予防接種を受けてください。

接種費用は、医療機関で決められた金額になります。

〔8〕生活保護世帯・村民税非課税世帯の方へ

自己負担額の全額を助成しますので、予防接種を受けた後に住民福祉課で還付手続きを行ってください。

【手続きに必要な物】：接種を済ませた後、住民福祉課へ下記の物を持参してください。

- ① インフルエンザ予防接種還付請求書兼同意書（住民福祉課にあります）
- ② 印鑑 ③ 振込口座のわかるもの
- ④ 領収書 ⑤ 予防接種を受けたことがわかる物（予防接種済証など）

〔9〕インフルエンザ予防接種と他の予防接種との間隔

ワクチン名	接種間隔
新型コロナワクチン	同時接種が可能。また、間隔をあげなくても接種可。

※他の予防接種について、接種間隔の規定はありませんが心配な方は、事前にかかりつけ医又は住民福祉課へご相談ください。

〔10〕予防接種を受けることができない方

- ①接種当日、明らかに発熱している方（通常は 37.5 度を超える場合）
- ②重篤な急性疾患にかかっている方
- ③このワクチンの成分によってアナフィラキシー（通常接種後 30 分以内に出現する呼吸困難や全身性じんましんなどを伴う重いアレルギー反応）を起こしたことがある方
- ④インフルエンザの定期接種で、接種後 2 日以内に発熱及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある方
- ⑤上記以外で、予防接種を行うことが不適當な状態にある方

〔11〕予防接種を受ける際に、医師の相談が必要な方

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患のある方
- ②過去に予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある方（インフルエンザの定期接種（65歳以上）の方は予防接種を受けることができません。）
- ③過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
- ④過去に免疫不全の診断がされている方及び、近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑤間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する方
- ⑥このワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

予防接種に関する問い合わせ 山添村住民福祉課(電話 85-0045)